ISSN 1882-2460

農中総研 調査と情報

2015.7（第49号）

■ 視　点 ■

高齢者の地方移住構想に抱く違和感 …… 行友　弥 …… 2

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

山形県における農地集積の実態と今後の見通し …… 清水徹朗 …… 4

● 農漁協・森組 ●

JA による農産物買取販売の課題 …… 尾高恵美 …… 6

豊かな地域社会を築く担い手集団としての JA 青年部 …… 若林剛志 …… 8

JA 上伊那より地元にエールをこめて
―地産地消型定期積金「JINOMON」― …… 佐藤彩生 …… 10

● 経済・金融 ●

原油下落と日本経済への影響 …… 南　武志 …… 12

地方創生を理論から検討する
―企業立地・人口の一極集中に注目して― …… 多田忠義 …… 14

ベルギーでマイクロクレジットの供与を行う
マイクロスタート …… 重頭ユカリ …… 16

■ 寄　稿 ■

高知県における定置漁業の現状と今後の方向性
高知大学 人文学部 教授　緒方賢一 …… 18

2020 年東京五輪……日本の木で世界を“おもてなし”
東京大学アジア生物資源環境研究センター 准教授　井上雅文 …… 20

■ 現地ルポルタージュ ■

漁業の魅力を発信
―長井町漁協の朝市部会― …… 田口さつき …… 22

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー …… 24

■ あぜみち ■

食農教育における農村ホームステイの可能性について
北海道農協青年部協議会 会長
全国農協青年組織協議会 理事　齊藤和弘 …… 26

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

高齢者の地方移住構想に抱く違和感

特任研究員　行友　弥

岩手県遠野市の郊外に「でんでら野」と呼ばれる場所がある。柳田國男の「遠野物語」にも「蓮台野」という名で登場する。本来、固有名詞ではなかったらしい。柳田によると「六十を超えたる老人はすべてこの蓮台野に追い遣るの習ありき」。つまり、口減らしのため高齢者を追放した場所だった。「いたずらに死んで了うこともならぬ故に、日中は里へ下り農作して口を糊したり」。お年寄りたちは身を寄せ合い、わずかな耕地で自給自足しながら死期を待ったのだ。

そんな話を思い出したのは、日本創成会議(増田寛也座長)が６月４日に発表した「東京圏高齢化危機回避戦略」にショックを受けたからだ。それによると、東京圏では今後10年間で後期高齢者が175万人増え、医療・介護施設の不足が急速に深刻化する。それを補うため地方から若い人材が流入すれば、同会議が警鐘を鳴らす「地方消滅」に拍車がかかるのだという。

衝撃的なのは、対策として「高齢者の地方移住」を提案している点だ。移住先の候補地として、北海道から沖縄県までの41市を具体的に列挙している。医療機関や介護施設の充実度を基準に選んだそうだ。地方への移住促進は安倍政権の看板政策「地方創生」とも連動している。

もちろん、強制移住を唱えているわけではない。ただ、この政策を前提に東京圏の介護インフラ不足が放置されれば、結果的に移住を選択せざるを得ない人が増えるかも知れない。半強制的な「移民政策」とは言えないか。

「もっと便利で安心な場所で暮らせばいい」という発想は、限界集落からの撤退論と共通だ。だが、便利や安心は幸福の必要条件であっても十分条件ではない。どんな辺境でも、殺伐とした都会でも、住み慣れた土地や隣人たちから引き離すことは、その人のアイデンティティーを奪うのと同じである。

結局、こうした構想は高齢者自身の幸せが目的ではないのだろう。人口減少や「地方消滅」を回避し、国力を維持することが狙いだとしか思えない。

ここには血の通った「人間」がいない。第１次安倍政権の時に女性のことを「産む機械」と表現した閣僚がいた。女性差別と批判されたが「産む」を「働く」に置き換えれば「経済成長のため『働く機械』(生産年齢人口)を増やせ」となる。政官財界の指導者たちが少子高齢化や人口減少に危機感を抱く本当の理由は、その辺にあるのではないか。

表裏一体で「働けなくなった機械」をどうするかという問題が出てくる。過疎の農山漁村も、過密化した大都市も、受け皿としては不向きなので、そこそこ住みやすい地方都市に移せばいい。乱暴に言えば、そんな身勝手な話だ。

政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と日本創成会議の「危機回避戦略」には、いずれも「日本版CCRC」という耳慣れない言葉が出てくる。

政府版の「戦略」によると、CCRCは「Continuing Care Retirement Community」の略で「健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加す

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

るような共同体」。米国には約2,000か所あるそうだ。このCCRCを日本にも導入することが、高齢者移住の決め手と位置付けられているらしい。

これは現代の「でんでら野」にならないだろうか。もちろん高齢者を原野に放り出すわけではなく「継続的ケア」を施す。比較的若いうちに移住してもらい、新しい環境に適応してもらうという説明もなされている。しかし、住み慣れた土地から「追放」することに変わりはない。

「地方の医療介護体制が充実している」という前提も怪しい。地方でも医師や看護師、ヘルパーは不足している。しかも、厚生労働省は今年４月に特別養護老人ホームなどの介護報酬を引き下げた。サービス内容によっては増えた項目もあるが、総額では2.27％の減額で、介護施設の経営環境は一段と厳しくなった。業界では「淘汰の時代に入った」との声が出ているそうだ。

医療のリストラも進められている。政府は６月15日、全国の入院ベッド数を全体（13年で134万7,000床）の１割強にあたる16万～20万床削減する方針を公表した。在宅医療や介護施設に移すことが前提だが、本当に受け皿があるのか。そもそも自宅などで受け入れられない事情があるから入院が長期化するのではないか。

５月に成立した医療保険制度改革法では、国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移され、保険診療と自由診療を組み合わせる混合診療（患者申し出療養）が拡大される。詳しく説明するだけの紙幅がないが、いずれも公的医療の縮減と患者の負担増、医療格差の拡大につながることが懸念されている。

「大都市には受け皿がないから地方に移住を」と促しつつ、一方でその基盤を崩していく。これでは高齢者が「難民」になりかねない。むしろ、それぞれの地域ニーズに合わせて医療や介護のインフラを整備すべきだろう。人間の方をモノのように右から左へ動かす発想は本末転倒の極みである。

ところで、創成会議が挙げた41市に長野県が含まれていなかったのは意外だった。厚生労働省によると、同県の平均寿命は10年で女性87.18歳、男性80.88歳と全国一。自立した日常生活を営める「健康寿命」でもトップクラスである。

長野を健康長寿県にしたのがJA長野厚生連（長野県厚生農業協同組合連合会）や国保病院による地域密着の医療活動であることは広く知られている[注1]。その基礎を築いたのは、第二次大戦末期に佐久病院（現在のJA長野厚生連佐久総合病院）の医師に就任した故・若月俊一氏（後に同院長）だ。若月氏は「予防は治療にまさる」という信念から農村に入り、住民の生活改善に取り組んだ。彼とその後継者たちの献身的な努力は乳幼児死亡率や成人病罹患率を下げ、１人当たり老人医療費を全国最低水準に減らした。このような取組みこそ見習うべきだろう。

若月氏は「従来の医者はあまりにも『生物学的』にすぎた。もっと『人間的』『社会的』であってほしいと、国民は願っている」と述べた[注2]。現代医療には「病気を診て人を見ず」という批判もあるが、現代の政策プロモーターたちも「生物学的」に過ぎ、生身の人間が見えていないように思える。

（ゆきとも　わたる）

（注１）長野県健康長寿プロジェクト・研究事業研究チーム（2015）「長野県健康長寿プロジェクト・研究事業報告書」

（注２）若月俊一（1971）『村で病気とたたかう』岩波新書

山形県における農地集積の実態と今後の見通し

取締役基礎研究部長　清水徹朗

新しい食料・農業・農村基本計画が策定され農地中間管理機構等を活用して農地集積を加速化させる方針が示されたが、農業の現場では認定農業者や集落営農にどの程度農地集積が進んでおり、今後どう展開する可能性があるのかを、東北の主要農業県である山形県について考察してみたい。

1　稲作と果樹が盛んな山形県農業

最初に、山形県の農業を概観しておきたい。2013年における山形県の農業生産額は2,293億円で、東北地方では青森県、岩手県に次ぐ規模になっている。このうち米(867億円、37.8%)が最大で、全国第５位の生産額である。県内で稲作が特に盛んなのは庄内地域であり、鶴岡市と酒田市の２市のみで県全体の３割を占めている。

また、果実生産が盛んであり、果実の生産額(599億円、26.1%)は青森県(772億円)に次いで全国第２位である。特に、東根市、天童市等のサクランボは全国的に著名であり(生産額308億円)、山形県は全国のサクランボ生産量の７割を占めている。

野菜の生産額は386億円(16.8%)であり、キュウリ、スイカ等の生産が盛んである。一方畜産は、米沢牛や山形牛、平田牧場(三元豚)が知られているものの、酪農や養鶏の生産が少ないため、畜産の生産額は339億円(14.8%)にとどまっている。

2　流動化が進展しつつも多数の小規模農家が存続

2015年センサスの結果がまだ出ていないため、５年前の2010年センサスで山形県の農業構造を概観すると、農家戸数は53,477戸、経営耕地面積は89,648haであり、１戸当たり平均経営面積は1.7haで都府県平均(1.0ha)より大きい。ただし、１ha未満の農家が全体の54%を占め、10ha以上の農家は783戸(20ha以上は53戸)のみである。農家のうち販売農家39,112戸、自給的農家14,365戸であり、自給的農家は戸数では26.9%を占めるが、経営面積では2.7%を占めるのみである。なお、土地持ち非農家が32,457戸ある。

農業経営体(販売農家＋組織経営体)でみると、経営体数は40,831(うち法人363)で、その経営耕地面積105千ha(うち稲作66千ha)のうち借入面積が39千haに達しており、農地流動化が着実に進んでいることが伺える。法人経営や集落営農(組織経営体)では100ha以上が31、

第1表　山形県の農業構造

(単位　戸・経営、ha、%)

		2000年		2010		2010/2000(%)	
		戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自給的農家		12,554	2,135	14,365	2,402	14.4	12.5
農業経営体	1ha未満	18,611	10,501	16,062	8,610	△13.7	△18.0
	1～2ha	13,523	19,243	10,174	14,442	△24.8	△24.9
	2～3ha	7,161	17,401	5,284	12,800	△26.2	△26.4
	3～5ha	6,491	24,761	4,835	18,576	△25.5	△25.0
	5～10ha	3,736	24,742	3,395	22,808	△9.1	△7.8
	10～20ha	558	6,882	788	10,137	41.2	47.3
	20～50ha	68	1,823	199	6,076	192.6	233.3
	50ha以上	14	1,520	94	11,236	571.4	639.2
	計	50,162	106,873	40,831	104,686	△18.6	△2.0
土地持ち非農家		26,644	14,762	32,457	22,425	21.8	51.9

資料　農業センサス

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

20～100haが240あり、一部に大規模な稲作経営が生まれていることがわかる。ただし、20ha以上の農業経営が占める面積割合は17％（５ha以上では48％）であり、大規模経営や集落営農に農地が集積しつつあるとはいえ、小規模兼業農家が占める割合は依然として大きい。

15年において集落営農は443あるが、そのうち法人化しているのは60のみであり、法人化していないほうが多い。また、集落営農の経営面積は15,991ha（１集落営農当たり平均36ha）、受託面積は6,953haであり、山形県の農地の約２割は集落営農が担っている。

3　地域営農ビジョン大賞受賞組合のある山形市の動向

山形市において06年に設立された村木沢あじさい営農組合は、経営面積が200haに達しており、その実績が評価されて14年に地域営農ビジョン大賞（実践部門）を受賞したが、山形市全体では農地集積がどの程度進んでいるのであろうか。

山形市の農家戸数（10年）は4,603戸、経営耕地面積は4,245haであり、平均経営面積（0.9ha）は県平均より小さく、１ha未満の農家がほとんどで、５ha以上の農家は94戸のみである。組織経営体も含めた農業経営体でみると、５ha以上が101（うち30ha以上が７）あり、５ha以上の経営体が占める面積割合は25％になっている。

認定農業者は13年末で420（うち法人が17）で、認定農業者は農家全体の１割に満たない。山形市では、農業関係機関による山形市農業振興協議会を組織し、水田農業ビジョンや人・農地プラン（旧村単位で18プラン策定）を策定して農地集積を進めてきたが、認定農業者と集落営農に集積している農地は31％（水田では42％）にとどまっている。集落営農は市内に５つ組織されており、その経営面積は341haである。

また、山形市は地域の農協（JAやまがた、JA山形市）とともに農業振興公社を設立・運営しており、農作業受託（66ha）、無人ヘリコプター防除（2,730ha）、青果物価格安定事業、研修会等の事業を行っている（年間事業費70百万円）。

4　2015年農業センサスの分析に基づき政策の再検討が必要

自民党が政権に復帰してから米制度の改革が行われ、経営所得安定対策の対象が再び認定農業者と集落営農に限定されたため、昨年来の米価低落のなかで経営所得安定対策の助成金を受け取ることができたのは全農家の１割にも達していない。そのため、今年になって認定農業者に申請する農家が増加し、集落営農を新たに立ち上げる動きもあるが、兼業農家や高齢者が認定農業者になることは難しいため、多くの農家が経営所得安定対策の対象からはずれる状況が続いている。米価がこれだけ下がると、小規模農家は農業機械の更新が困難になり、今後稲作をやめる農家が増加することが予想される。

稲作の生産現場では、米価低落と制度改革に翻弄され、農家は眼前の厳しい現実に直面してなすすべもなく黙々と米作りを続けている。こうしたなかで鳴り物入りで農地中間管理機構が設立されたが、農業・農村の現場に適合した制度設計になっていないため十分機能しておらず、逆に機構が借入した農地が宙に浮き地代が支払われなくなるリスクが懸念されている。

とはいえ、今後、農業者の世代交代に伴って稲作農家が減少し、その過程で農地集積と規模拡大が進むことは確実である。今年は2015年農業センサスの調査が行われる年であり、この５年間に農業構造がどう変化したのかセンサスの結果を十分に分析し、地域農業の将来方向と望ましい政策のあり方について再検討を行う必要があろう。

（しみず　てつろう）

JAによる農産物買取販売の課題

主任研究員　尾高恵美

1　規制改革会議は答申で買取販売を要請

JAの農産物販売事業では、生産者から委託仕入した農産物を販売する委託販売が原則とされてきた。直近の2013年度の販売・取扱高でも、委託販売が96.3％と大宗を占め、買取仕入による販売（買取販売）は3.7％となっている。

しかし、今回のJA改革では、農産物販売に関して買取販売の強化が焦点となっている。規制改革会議が14年６月に発表した「規制改革に関する第２次答申」では「単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する」と明記し、委託販売から買取販売への移行を強く求めている。

また、JAグループの自己改革では「中食・外食・小売等最終実需者のニーズに応じた生産・販売に転換し、実需者との事前契約に基づいて農業者からの買取販売を拡大」と対応方向を示している。

そこで以下では、買取販売の課題を整理したい。

2　納入側には在庫リスク移転と早期代金回収のメリット

JAの買取販売は、生産者から農産物を買取りで仕入れる方法で、第三者への販売方法は直接か経済連や全農県本部経由かは問わない。

『最新商業辞典』によれば、商品の仕入方法は、在庫リスク負担の観点から、買取仕入、委託仕入、消化仕入の３つのタイプに分類できる。JAの農産物販売事業で行われている前二者についてみると、買取仕入とは、商品引渡し時点で所有権は納入側から仕入側に移転し、在庫リスクは仕入側が負う方法である。一方、委託仕入とは、商品の引渡し後も所有権は納入側にあるが、商品保管上の責任は仕入側が負う方法と定義されている。

買取販売の在庫リスクには、納入者からの仕入価格決定時と第三者への販売価格決定時で情勢が変化し、価格変動により売買差損が発生するリスク、農産物は腐敗性があるため劣化によって商品評価損が発生するリスク、売れ残りにより不良在庫が固定化するリスクが含まれる。

また会計上、納入側が収益を認識し、販売代金を回収するタイミングにも違いがある。買取販売では、納入側は、仕入側に商品を引き渡した時点で収益を認識し、代金の送金を受ける。他方、委託販売の場合には、原則として、仕入側が販売した時点で、納入側は収益を認識する（例外として、販売のつど仕切精算書が送付されている場合はその到達した時点）。このため、米や果実など短期間に仕入れて、年間を通して販売する場合、委託販売では、買取販売に比べて、売上金額の確定と納入側の代金回収が遅くなるというデメリットがある。これを解消するために、多くのJAでは、生産者への前渡金支払いや、生産者の資材代金支払いサイトの長期化によって資金繰りを支援している。

3　仕入側のリスク管理が重要に

JAで委託販売が主流となっている背景には、過去に、買取仕入や指値委託仕入によっ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

て、地域の農協や連合会の経営不振を招いたことへの反省がある。

戦時中から農産物に課されていた生産・流通・価格の統制が1949年以降本格的に撤廃され、集荷業者との競争が生じ、農協は集荷量を確保するために、生産者から買取仕入や指値委託仕入を行っていた。そして、仕入価格より高い価格で販売するために、農協や連合会の取引先選定では信用力より取引価格が重視される場合もあった。ドッジ不況下における無理な仕入れは、在庫品の値下がり、不良在庫の増加や売上債権の貸倒れを引き起こし、多くの農協が経営難に陥る一因となったのである。そこで、50年に始まった農協経営刷新運動では、予想された米麦の統制撤廃に備えて委託販売の方針を示している。

現在の状況は当時と異なるものの、近年のデータをみても、委託販売に比べて、買取販売粗利益率の平均値は高いが、地域間のばらつきも大きい。09～13年度の都道府県別データによると、買取販売粗利益率の平均値は12％前後で推移し、委託販売手数料率の平均値の3.2％前後に比べて高い（第１図）。しかし、ばらつき度合いを示す標準偏差をみると、買取販売粗利益率のそれは７～８％、委託販売手数料率のそれは１～２％で推移しており、前者の都道府県間のばらつきは後者に比べて大きい。また、いずれの年度にも買取販売粗利率がマイナスの都道府県はあるが、当然ながら委託販売手数料率にはない。

委託販売に比べて、買取販売はハイリスク・ハイリターンであることが示唆される。

4　在庫リスク軽減のため契約取引が課題

以上のように、買取販売は、納入側の生産者にとって在庫リスク移転や代金の早期回収の点でメリットがある。一方、仕入側のJAからみると、委託販売に比べて、買取販売は粗利益率は平均して高いが、在庫リスクを負う。

第１図　JAの買取販売粗利益率と委託販売手数料率（都道府県別データの平均値と標準偏差）

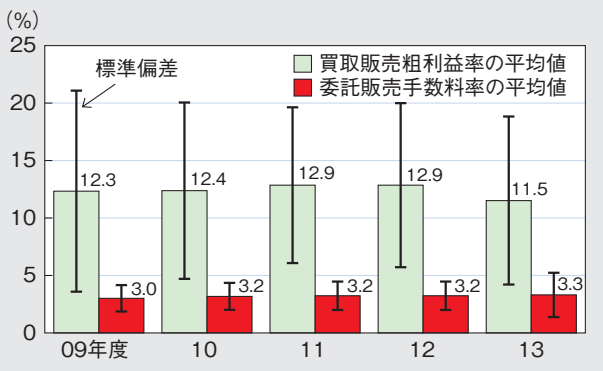

資料　農林水産省「総合農協統計表」
（注）１　分散＝偏差平方和／実施都道府県数、
　　標準偏差＝分散の平方根
　　２　エラーバーは、標準偏差を表す（平均値からプラス方向とマイナス方向）

買取販売の在庫リスクを最小限に抑える１つの方法として、JAグループ自己改革で示しているように、生産者と販売先の両方と、数量や価格を事前に約束する契約取引があげられる。しかし、農産物流通の現状は、概して契約意識が希薄であり、市況の変動により契約どおりに集荷や販売ができず、中間流通業者がそのしわ寄せを受ける傾向にある。契約取引に基づく買取販売の拡大には、川上、川下を含めて契約意識の浸透が克服すべき課題となる。

加えて、天候変動の影響により農産物の収穫量は不安定である。契約取引を前提とすると、買取販売の割合には一定の限界があることにも留意すべきであろう。

＜参考文献＞

・久保村隆祐・荒川祐吉監修、鈴木安昭・白石善章編（2002）『最新商業辞典』同文舘出版
・農業協同組合共同販売体制確立運動中央推進本部（1952）『共同販賣の諸問題』
・農業協同組合制度史編纂委員会編（1968）『農業協同組合制度史第二巻』協同組合経営研究所

（おだか　めぐみ）

豊かな地域社会を築く担い手集団としてのJA青年部

主事研究員　若林剛志

JA青年部（以下「青年部」）というと、どのような印象を持つだろうか。組合員のうち若手組合員間の交流の場であるという漠然とした印象、あるいは農産物貿易交渉時の農政運動やデモ行進を想起するかもしれない。もちろん、こうした機能や活動があることは事実である。しかし、以下にみるように、青年部は地域活性化につながる多くの活動を行っており、その点でも少なからぬ意義を有している。

1　青年部の動向

青年部は、JAの組合員組織のひとつであり、若手組合員が任意加入する組織である。2014年４月現在、全国に515あり、そこに盟友と呼ばれる約6.2万人の部員が所属している。全国農協青年組織協議会（以下「全青協」）によると、盟友の年齢はおおむね45歳未満が多いという。ただし、青年部のなかには、青壮年部と称し、規約により年齢の上限を高めに設定している所もある。

第1図　青年部盟友数の推移

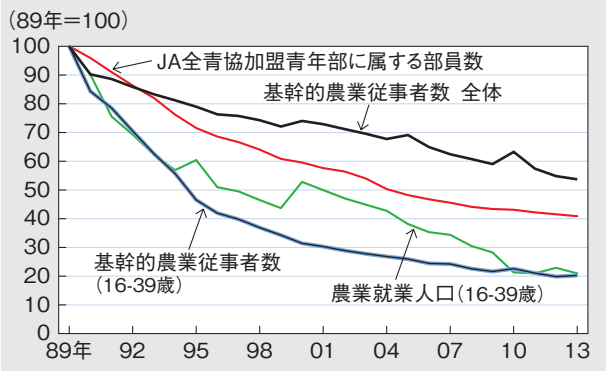

資料　「農業協同組合年鑑」「日本農業年鑑」「JA年鑑」「農業構造動態調査」「農林業センサス」
（注）　1989年の母数は総農家数、1990年からは販売農家数である。

第１図は1989年（平成元年）を100として、全国の青年部盟友数の推移をみたものである。盟友数は減少を続けており、その点では日本の農業者数と同様である。減少のペースを比べると、盟友数の減少幅は、16歳から39歳までの農業就業人口および同基幹的農業従事者数よりも緩やかであるが、基幹的農業従事者数全体の減少よりは大きい。その要因として想定されるのは、青年部に属すことができる者の要件が、各青年部によって異なり、39歳以上の盟友も含まれるためである。

2　地域活性化の取組み

農業と地域をつなぐ取組みとして、食農教育、６次産業化、最近では農福連携などがあげられる。青年部の活動は、これらと密接に関わっている。青年部の活動指針であるJA青年組織綱領の筆頭には、「農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する」ことが掲げられているし、全青協の創設目的にも、農業を通じて「豊かな地域社会を築く」ことが掲げられている。全国の青年部は、それぞれに濃淡はあるものの、このような精神に基づいて地域活性化につながる活動を実践している。その優良活動事例は、毎年開催されるJA全国青年大会で報告される。

食農教育は、青年部にとって十数年来の中核的活動である。青年部は多くの場合、昭和の大合併後の市町村、あるいは平成に入り実施されたJA合併前のJA単位で支部を構成している。その支部が地域の小学校等で児童向

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

けの農業体験や食および農にかかる出前授業に関わっているのである。

更に、近年は地域の様々な組織と協力して、地域活性化の取組みを強化している。しばしばみられる事例は、青年部と地域の商工会青年部との連携である。例えば、遊休農地を利用して青年部盟友らが栽培した農産物を、商工会青年部員らが加工し、両者共同で販売を行う等がある(こうした事例は、家の光協会発行の月刊誌「地上」に多数掲載されている)。

農福連携の事例として、例えば、青年部が養護施設と協力し、施設の学生に農業体験の機会を提供している。ハンディキャップを抱えた学生たちのなかには、農作業を通した刺激が心身に良い影響を及ぼすこともあるようである。

3　強みと弱み

青年部の最大の強みは若さである。活動のなかには、若いからこそ円滑に事を運べるものもある。例えば、15年に開催されたJA全国青年大会のなかで最優秀組織活動とされた事例は、農商官学の相互補完的連携だった。特に農業者と大学の学生との連携においては、青年部盟友が若いからこそ、同じく若い学生との円滑な交流を通じてより協力しやすい環境が生み出されていた(15年大会の模様は、「地上」15年５月号を参照)。

そんな青年部も、盟友数の減少は悩みの種であり、それが廃部や支部の統廃合等の存続の危機につながる場合もある。しかし、盟友数が少ないことが、同時に強みとなることもある。盟友が少ないからこそ、より深い意思疎通が可能となり、活動対象を絞り込むことで密度の濃い取組みが可能となるからである。15年JA全国青年大会でも、10年前に６名で再結成された青年部支部の盟友が、「実施したいこと」「実施可能なこと」に集中して取り組む事例が報告された。彼らは、地区の小学校の生徒への出前授業と、栄養不足に悩む発展途上国に住む児童へ給食を届けることに活動を絞り込んでいる。

4　豊かな地域社会を築く担い手として

こうしてみると、各地域で取り組まれる青年部の活動は、社会、経済および文化的活動として、広く認知されるにふさわしいと言える。そして、「地域社会に貢献する」「豊かな地域社会を築く」という目的は、決して言葉だけの飾りではなく、彼らの活動こそ、豊かな地域社会を築くための地域に根付いた取組みと言えるのではないだろうか。青年部はJA内の組合員組織であり、法人格のない任意組織であるものの、その活動のなかには、今求められている食と農のつながり、農業者による農業関連ビジネスへの挑戦、福祉的効果を持つ農業の多面的機能の発揮が含まれている。

全国約6.2万人の盟友は、将来のJAにおいて中心的な役割を担うとともに、将来の日本農業の中核を担う人材でもある。農業者に今後ますます求められることは、農業経営に邁進するだけでなく、事業者として食農教育や農福連携のような社会的責任を発揮していくことであろう。青年部盟友は、若いうちから「地域社会に貢献する」ことを目的とした青年部活動によって、社会的責任を果たしている。

青年部の活動を知ると、その活動が、実は深い意味を持つことに気づかされる。引き続き、彼らの活動からは目が離せない。

（わかばやし　たかし）

JA上伊那より地元にエールをこめて

――地産地消型定期積金「JINOMON」――

研究員　佐藤彩生

1　食と農の応援積立「JINOMON」

JA上伊那では、地産地消と次世代の資産作りを応援する、定期積金「JINOMON」（地のもん）の取扱いを2013年８月から開始した。JINOMONは、契約対象者を53歳未満、積立金額を毎月１万円以上、積立期間を５年とする定期積金であり、契約者にはJINOMONカード（写真）が進呈される。このカードの提示により、契約者は地元食材を利用しているJINOMON提携飲食店において、その店オリジナルのサービスを受けることができる。

対象を53歳未満にすることで次世代の資産作りを応援するとともに、提携店を通じた地元農産物の消費拡大を目指しているのが、この商品の特徴である。JINOMON（地のもん）という名前は、「地のもの」の方言に由来する。

2　開発経緯

商品設計の背景には、以前から課題としていた「次世代との関係の希薄さ」があった。11年の夏に同JAが実施したCS調査結果では、高齢世代の多くがJAをメインバンクとしている一方で、若い世代にはそのような傾向がみられなかったことから、この問題意識は一層強まるようになった。これまでJAバンクを利用したことがない世代に対して、どのようなアプローチが必要か考えていた矢先、支所の渉外担当者が参加するCS改善ミーティングの場で、JINOMONの原型となるアイディアが生まれた。このミーティングでは、他のJAが実施していた、地元商店と連携した定期積金を参考に、次世代への利用推進のきっかけとなるような商品について話し合われた。また、これと同時に、地元農家を応援したいという思いから、「地産地消による地域活性化」がJINOMONのコンセプトとなった。

JINOMONカード（JA上伊那より提供）

商品の対象が貯金残高の比較的少ない世代のため、発案当初は契約金額の伸びに期待が持てず、企画はいったん取下げとなった。しかし、同JAでは支所の職員が発案した商品はこれまでになく、若手職員の熱意に押されるかたちで、実施に至った。支所の渉外担当者には若手職員が多いことから、JINOMONは現場の若い職員の声から生まれた、まさに「次世代」発信の商品であるといえる。

3　地元飲食店との提携

地産地消の鍵となってくる提携店の選定にあたっては、①若者の利用が多い、②地元食材を使用している、の２点にこだわった。これらの条件に合った店探しのために、本所の職員だけでなく、支所の職員も各管内の情報収集に奔走した。また候補先への商品説明の際には、経営者と顔なじみの支所の職員がま

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ず出向くことで、経営者に商品内容をよく理解してもらえるように努めた。この甲斐もあり、協力依頼にスムーズに応じてくれた経営者がほとんどであった。JINOMONの利用が地元食材の消費拡大につながるため、「地域に貢献できるのなら」という思いで経営者が協力に応じたケースが多い。

JINOMON開始時の提携店は、伊那市を中心とした10店舗であったが、今では管内全体に広がって22店舗となり、カフェ、レストラン、ラーメン店や居酒屋など飲食店の種類も充実している。食材の調達先はすべて店に任せているが、JA上伊那管内で生産される農産物の種類が豊富であるため、地元食材は、米、小麦粉、ほうれんそう、長芋、キャベツ、大根、きのこなどの野菜、果物、駒ケ根高原のすずらん牛乳など多岐にわたっている。店が提供するサービスは自由に決められ、一品おまけをつけたり、割引券をプレゼントしたりと、利用客が楽しめるサービス内容となっている。

JA上伊那が配布しているJINOMONのチラシには、加盟店が掲載されており、提携店側にとっても宣伝費用の節約といったメリットがある。JINOMON契約者による提携店の利用頻度は店によって差があるが、多い店では週20回のところもある。

4　契約状況

現在の契約者は正組合員以外が多く、年齢別には30代以下が約半数を占めている。当初見込みより契約件数は少ないとのことであり、契約者の拡大については、次世代向け商品ならではの課題もある。

JINOMONの契約対象としている次世代は、高齢世代のように日中在宅していないため、渉外担当者が直接商品を紹介できる機会は少ない。契約者のなかには、本所のATMに置いてあるチラシに興味を持って利用に至ったケースもあるため、次世代の目に留まりやすい細やかな工夫が求められる。そのため、若い世代への情報発信の方法として、提携店の提供メニューを紹介するFacebookを活用したり、JINOMONの利用方法を案内する動画を作成したりしている。ほかにも、長野県JAバンクのウェブサイト上にあるJA上伊那のリンクを開くと、JINOMONの広告がトップページに大きく表示されるようにしている。

契約件数が伸び悩む別の理由には、金利条件のよい定期貯金などの人気が高く、金利重視の利用者に対して拡大が難しいことが考えられる。JINOMONの金利には特段の上乗せはなく、金利というインセンティブよりも、「地産地消による地域活性化」というコンセプトに共感して契約している人が多い。よって、契約者拡大のためには、より多くの人にJINOMONのコンセプトを理解してもらう必要があり、そのためにも情報発信の強化が求められる。

5　貯金をツールとした地域活性化

JINOMONは、地元飲食店の協力の下、身近な「食」を通して、地元農産物の「消費」という側面からの地域活性化を目指している。農業との関わりが少ない次世代が地元農業に目を向けるきっかけとなるだけでなく、地元農産物の生産から消費に携わる人々が気軽に地域活性化へ貢献できることが、この商品の一番の魅力である。農家から次世代へ、次世代と地元飲食店から農家へ、そしてJA上伊那から地元へとJINOMONはたくさんの温かいエールが詰まった商品である。

（さとう　さき）

原油下落と日本経済への影響

主席研究員　南　武志

1　原油価格の急落

国際原油市況（WTI先物、期近）は2014年前半まで１バレル＝100ドル前後で推移していたが、同年夏以降、下落に転じ、15年３月には一時40ドル台前半まで値下がりした（第１図）。その後、やや持ち直し、４月下旬以降は60ドル前後で推移するなど、下げ止まり感が強まっているが、半年あまりで急激に下落した影響が内外経済や金融政策などにも及んでいる。

今回の原油急落の原因としては、過去10年ほどの原油高やシェール革命によって生産能力が増強されたという側面のほか、転換期を迎えた米国の金融政策の影響を受けたドル高、さらに資金流出が意識されるなど新興国経済の先行き懸念が強まったことなどが挙げられる。６月に開催されたOPEC（石油輸出国機構）総会では、昨秋に続き、減産が見送られており、個々の産油国は協調して生産調整することで価格を維持する戦略よりも、自国のシェア確保を優先する戦略をとっている。北米のシェールオイルを採算割れに追い込もうという意図であろうが、「囚人のジレンマ」[注]に陥っているともいえなくもない。

2　実体経済への影響

原子力発電所の稼働停止が続く日本は、再生可能エネルギーに対する期待感は極めて強いものの、その比率はまだ十分ではなく、この数年で原油・天然ガスといった鉱物性燃料へのエネルギー依存度は高まる一方であった。

ここで、原油輸入額の名目GDPに対する比率、つまり日本から産油国にどの程度の所得移転が起きているかを見てみたい（第２図）。第２次石油危機後の1980年代は、省エネ技術の進展により原油輸入量が減り、同比率は低下傾向にあった。特に86年は原油急落や円高進行が加わり、1.5ポイントの急低下が見られた。これは、産油国から日本へ名目GDPの1.5％分の所得移転が発生したのと同じ効果になる。ちなみに、09年は世界同時不況の影響で原油価格が下落したことで同比率は08年から1.6ポイント低下したが、それはわが国の景気

第1図　原油価格の推移

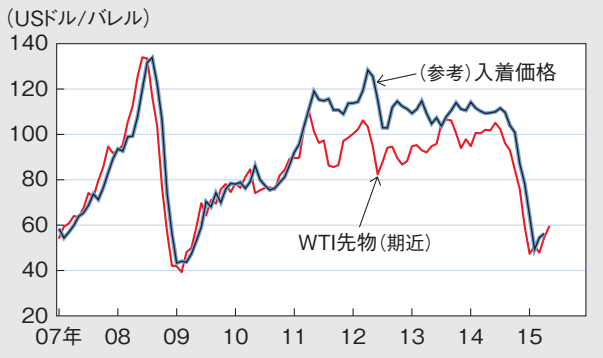

資料　NYMEX、東京工業品取引所、財務省

第2図　原油輸入額の対名目GDP比率

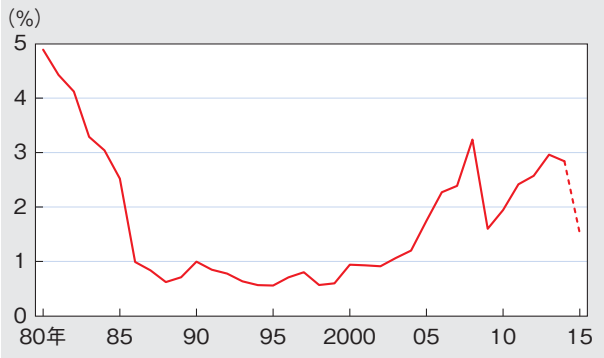

資料　内閣府、財務省の統計
（注）　2015年は14年と同量の原油輸入の下、1ドル＝120円の為替レート、1バレル＝60ドルの原油価格を想定。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

底入れに大きく寄与したと評価できる。

さて、今回は、これらに比べると影響は大きいとは言えないが、仮に、為替レートが１ドル＝120円のもと、15年を通じて入着価格60ドル／バレルの原油を前年と同量（２億キロリットルほど）輸入した場合、同比率は14年と比べて１ポイント程度低下するとの試算結果が得られる。つまり、６～７兆円の所得が産油国から移転することになる。約８兆円の国民負担増となった消費税増税によって５年ぶりにマイナス成長に陥った日本経済にとって大きな恩恵となることが期待される。

もちろん、メリットばかりではない点にも注意が必要だ。中国経済の減速も加わり、14年後半以降、資源価格は総じて下落したが、それは資源国にとっては通貨下落や財政悪化懸念の高まりなどとともに、景気悪化をもたらした。また、原油下落の裏でドル高が同時進行しており、米国製造業などへの懸念を高めている。最近は原油価格の下げ止まり感も出始めたことで資源国リスクへの過度な懸念は後退したが、世界経済全体の先行き不透明感は依然として根強い。

3　物価への影響と今後の金融政策

一方、物価面を見れば、原油安は物価指数を構成する石油製品、電気料金などのエネルギー価格を直接引き下げるほか、さまざまな波及経路を通じて、全般的に物価水準を押し下げる効果を持つ。足元の物価動向を確認すると、消費税増税後の国内需要の低迷もさることながら、昨秋以降の原油など資源価格の大幅下落を受けて、国内企業物価（５月）は前年比△2.1％とマイナス状態に陥っているほか、消費者物価（４月全国、生鮮食品を除く総合）も同0.3％（電気・ガス料金など４月分まで残っている消費税要因を除けば同0.0％）と、総じて物価上昇圧力は解消された状況にある。これは、できるだけ早期に２％の物価安定目標を達成したい日銀にとっては悩ましい事態であろう。

しかし、前述のとおり、原油安は家計や企業の実質所得の改善を通じて需要を刺激する効果が期待される。石油製品などエネルギーへの支出が減る一方で、所得弾性値の高い財・サービスの需要が高まり、それらの価格は逆に上昇する可能性もある。実際は、消費税増税後の消費持ち直しテンポが鈍いこともあり、エネルギー価格の下落分を相殺するほど、それ以外の財・サービス価格の上昇が起きているわけではない。とはいえ、15年春季賃金交渉での賃上げ継続や夏季賞与の堅調さなどを受けて、消費者が将来的な所得増加を予想すれば、これを先取りして消費回復が本格化し、それによる物価上昇も期待される。

さらに、原油安に伴う物価押下げ効果は今夏をピークに減衰していくことを踏まえれば、秋以降は物価上昇率が元に戻ろうとする力が強まる。当総研も含め、先行き、国内景気の回復力が強まることを予想する意見は多いが、そうした状況の下では、既に一部では逼迫している労働需給が一段と引き締まり、賃上げ圧力が高まる可能性がある。また、残業増による所定外給与の増加も期待できる。こうした状況を見据えれば、当面、物価が低迷を続けたとしても、日銀は追加緩和に対して慎重な姿勢を続けるだろう。

（みなみ　たけし）

(注)ゲーム理論の用語で、ある事件の共犯関係にある犯罪者２人が、協力して「黙秘」するよりも、自身にとって都合のよい「自白」（＝相手が黙秘して自身が自白すると減刑される）を互いにすることで、最悪の結果に陥るような状態。

地方創生を理論から検討する
――企業立地・人口の一極集中に注目して――

研究員　多田忠義

1　地方創生の取組み始まる

2014年11月に「まち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」）」が成立し、地方創生の取組みがスタートした。創生法に基づき策定された国の総合戦略では、企業立地や人口の一極集中解消に向けて地方移転・移住を目標の一つに掲げ、企業の本社移転や地方拠点強化を促そうと、期限を定めた減税などを打ち出している。しかし、歴史を振り返ると、産業集積政策が強力に働いた反面、地方分散政策があまり効果を発揮しない現実が浮かび上がる。こうした実態を、経路依存性の概念や企業立地、産業集積の理論に焦点を当てて検討する。

2　政策の経路依存性

経路依存性(注1)とは、過去のある時点で行われた偶発的な政策決定・選択や、それによって形成された社会経済制度は、政治的・社会的な環境（初期条件）が変化しても、時間の経過とともに次第に変更されにくくなるという現象である。この考え方の特徴は、①制度が決定される配列（順番）とタイミングが影響を与えること、②一度決定された制度は慣性をもち、時間の経過とともに方向転換が困難になるというものである。この慣性とは、制度が一度形成されると、固有の権力構造や関係主体間の関係が生じ、変化に対する抵抗力となる性質である。

日本の地域政策は、少なくとも1930年代から戦後復興期を経て90年代に至るまで、政府の強力なイニシアティブによって進められてきたと吉野は指摘する(注2)。戦前・戦中の国家統制的な地域開発、そして戦後復興期から高度経済成長期にかけての産業集積政策がその象徴で、1930年代には、すでに産業や人口の集積・集中を促す政策を選択したといえる。時間の経過とともにこの政策選択の慣性が発揮され、集積・集中を回避するために打ち出された地方分散政策（例えば、全国的な交通網や港湾整備、工業団地開発や企業誘致政策）は、なかなか成果を上げられなかったといえる。実際、東京などの大都市圏への一極集中は解消されず、進学や就職を契機とする東京圏(注3)への移入などで人口集中の度合いは戦後一貫して高まり続けている（第１図）。

つまり、日本の地域政策は、戦前からのこうした政策選択が経路依存性を発揮し、それが地方分散政策への転換を難しくしているといえる。また、その時に構築された政治体制や法制度、財政構造から脱却することは、時間の経過とともに難しくなっていることを経路依存の考え方は示唆する。

第1図　人口分布ジニ係数

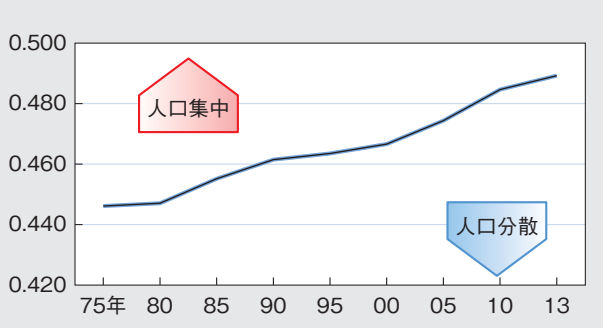

資料　総務省「国勢調査」、「人口推計」、「社会生活統計指標」、農林水産省「世界農林業センサス」
（注）　算出式は注4を参照。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

3　産業集積の経路依存とメリット

経路依存性は政策選択だけでなく、産業集積においても説明力をもつ理論であることがわかっている。P・クルーグマンは、ある時点の偶発的な企業立地がその後の集積を引き起こすことを示し、集積にも経路依存性がみられることを提示している(注5)。

そもそも、企業立地、産業集積は経済地理学の主な研究分野で、企業がある場所に立地し集積する論理やメリットを説明してきた。例えば、①原料の量と質、原料産出地と消費地との距離や輸送コスト、労働調達可能性などを踏まえ立地は最適化されること、②技能者の労働市場が形成され、労働力が得やすいこと、③周辺産業も集積し分業が発達しやすいこと、④規模の経済性が得られること、⑤直接会って交渉することでコスト(取引費用)が削減できること、などが挙げられる。そして、こうした集積に合わせて、労働者は集住する傾向にあり、産業集積と人口集中が同時に発生する。

足元の数字をみると、大企業の本社は５割弱(注6)、全国の事業所数の３割弱(注7)が東京圏に立地し、東京圏の県民総生産額(実質)は過去13年にわたり全国対比で３割のシェアを占める(注8)など、企業立地、経済活動でも集中がみられる。これは、政策の経路依存性に加え、東京圏に立地する合理性や集積のメリットで強化された可能性が高いと考えられる。

4　一極集中の解消は実現できるか？

地方創生の政策課題である一極集中の流れを分散へと変化させるには、経路依存的な制度が何によって変化するかを知る必要がある。これについては、様々な見解が提示されている。その一つは、戦争、革命、民主化、経済恐慌などの外生的ショックによる重大局面の到来で、例えば、更なる大胆な地方分権や統治機構の再編といった改革を断行することである。もう一つ挙げるとすれば、既存経路の延長上に、地域ごとの特性を踏まえた創造的な制度的仕掛けを局所的に講じ、漸進的に制度拡張(経路修正)を促す方法である(注9)。例えば、地域の実態に即した新しい知識や技術の共有、人材交流を通じたイノベーション誘発の仕掛けづくり、が挙げられる。

つまり、一極集中の解消を実現するためには、様々な次元で今までとは異なる取組みが必要であるということにほかならない。私たちがこの問題に本気で取り組み続けるかが重要である。

(ただ　ただよし)

(注１)ポール･ピアソン(2010)『ポリティクス･イン･タイム 歴史・制度・社会分析』(粕谷祐子監訳)勁草書房、P. Pierson (2004) *POLITICS IN TIME: History, Institution, and Social Analysis,* Princeton University Press.などを参照した。

(注２)ここでは、吉野英岐(2006)「戦後日本の地域政策」玉野和志・三本松政之編『地域社会学講座３　地域社会の政策とガバナンス』東信堂(５～22頁)を参考に取りまとめた。

(注３)東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県。

(注４)人口分布ジニ係数(G)は以下の式で求められる。

$$G=1-\sum a_i(p_i-p_{i-1})/10000$$

a_i：人口密度(可住地面積ベース)がもっとも低い都道府県からi番目の都道府県の可住地面積の国内可住地面積に占める割合(%)

p_i：人口密度がもっとも低い都道府県からi番目の都道府県までの累積人口割合(%)

(注５)ポール・クルーグマン(1994)『脱「国境」の経済学』(北村行伸ほか訳)東洋経済新報社、P. Krugman (1991) *Geography and Trade*, MIT Press.

(注６)総務省「平成24年経済センサス」のうち、従業員300人以上の全産業(公務除く)法人企業で集計。

(注７)注６の出典に同じ。

(注８)内閣府「県民経済計算」の01～13年度分。

(注９)遠藤聡(2012)「地域的制度と発展経路の修正―フィンランド・オウル地域におけるICT産業の発展過程を事例とした地域経済政策の検討―」『エコノミア』５月、(53～94頁)などで議論されている。

ベルギーでマイクロクレジットの供与を行うマイクロスタート

主席研究員　重頭ユカリ

1　マイクロスタートの設立

EUにおいてマイクロクレジットは、従業員数10人未満の零細企業や、社会的・経済的に困難な状況にあり一般の銀行を利用しにくい人々が生産活動に従事する、または、自らの事業を起こし発展させることを手助けするような25,000ユーロ以下の融資とされている。

ベルギーにもマイクロクレジットの供与を行う専門機関が複数存在しているが、ここでは、金融危機を契機に設立されたマイクロスタート（以下「MS」）の事業内容を紹介したい（第１表）。

ベルギーでは、金融危機により大手銀行フォルティスの経営状況が悪化した。同行はベルギーに本店を置き、オランダ、ルクセンブルクにも展開していたため、救済措置として各国政府がそれぞれの国内事業を国有化した。その後、ベルギー政府がフランスのBNPパリバ銀行にフォルティスの株式を売却したことにより、2009年以降ベルギーでは、BNPパリバ・フォルティスとして営業している。

MSでの聞き取り調査によれば、BNPパリバはフォルティスを買収するにあたり、ベルギーの金融市場についての調査を行った。その結果、同行はマイクロクレジットの供与を行うオルタナティブな組織の必要性を認識し、フランスのマイクロクレジットの先駆者であるアディに声をかけ、10年にMSを設立した。その設立にはEUも支援を行っており、具体的には、欧州投資基金（以下「EIF」）が25％の出資を行った(注)。

EIFが出資を行った詳細な経緯については、聞き取り調査で把握することはできなかったが、EUでは10年からマイクロクレジットを支援するプログレス・マイクロファイナンスというプログラムを実施していた。このプログラムは、マイクロクレジットを供与する専門機関や銀行に対して、貸付原資の融資や保証を供与するものであり、その運営を行っていたのがEIFであった。MSもこのプログラムのもと、EIFから保証を供与されている。こうした状況から、マイクロクレジットの支援にEUが積極的に取り組む一貫として、新たな組織の設立にも関わったものと考えられる。

BNPパリバ・フォルティスはMSに対して75％の出資を行ったほか、運営のための資金の拠出、貸付原資となる資金の低利貸付も行っている。一方、アディは、主にマイクロクレジット機関としてのノウハウの提供を行っており、MSの事務局長をアディの出身者が務めている。

第1表　マイクロスタートの概要

設立	2010年設立、2011年業務開始
出資金	321万ユーロ（2013年末） （BNPパリバ・フォルティス75%、EIF25%）
貸出実績	2011～13年の累計777件 2013年末、540件、240万ユーロ
職員数	27名（うち貸付担当15名、起業支援4名）
店舗数	5店舗

（注）　職員数、店舗数は2015年3月時点。

2　貸付と起業支援

MSは、伝統的な銀行からサービスを受けられない人や、起業したり、事業を発展させたりしたい人に支援を行うことを使命としてい

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

る。ベルギーでも起業というと革新的な商品やサービスを提供するというイメージがあったが、MSの対象はそうしたものではなく、失業者や移民、若者等の職に就きにくい人が自ら雇用を生み出すことに焦点をあてている。

貸付の上限は15,000ユーロ（１ユーロ140円とすると約210万円）だが、13年の１件あたりの平均貸付額は4,726ユーロ（同約66万円）であった。14年１月１日時点の貸付金利は8.95％であり、借入時には５％の手数料を払い、保証人も必要である。貸付金利が高いようにも感じられるが、貸付金額がそれほど大きくないため、借入者の負担が重過ぎるということはないようである。

借入を希望する人は、知り合いから紹介されたり、MSのウェブサイトを見たりして電話で連絡してくることが多い。その後支店でアドバイザーが面談を行い、どのような事業を行うか、資金はどのぐらい必要かを検討した後、借入が必要であれば、貸付審査委員会に提出する申請書類の作成を手伝う。貸付審査委員には、銀行（BNPパリバ・フォルティスに限らない）での実務経験者や地元のNPOの人等が無報酬で就いている。

MSでは、起業前の事業計画の策定や必要な書類整備を支援するだけでなく、起業後もさまざまなアドバイスを提供している。こうしたサービスは、MSから借入を行っていなくても無料で利用することができる。MSは、若者の教育にも力を入れており、ドリームスタートという起業支援のための２か月間の講座を設置している。この講座では、起業を目指す若者に対して、どのような事業を行いたいのかを問いかけ、その事業を実現するには何が必要かを一緒に検討し、具体的な仕入れや販売をどうするか、対外折衝をどのように行うかについても教えている。

こうした起業支援については、企業での勤務経験者や税務や法務について詳しい人をボランティアとして活用しており、４名の職員が120名のボランティアを束ねている。

3　実績と課題

マイクロクレジットの貸付件数は、11年には100件、12年275件、13年402件と徐々に増えてきている。デフォルト率は７％程度とのことであった。

EUのマイクロクレジット機関では、貸付業務を行う組織が起業支援活動のコストを負担することを避けるため、貸付と起業支援を行う組織を別々に設立しつつ、実質的な運営は一体的に行うことが多い。MSも同様に２つの組織から構成され、貸付は社会目的を持つ協同組合、起業支援は非営利組織が行う。起業支援を行う非営利組織では、企業や行政からの助成や寄付を積極的に受け入れている。一方、貸付を行う協同組合の収支については、2018年までに均衡させることを目標にしているが、それを実現するには、貸付件数をもっと増やさなければならないとのことだった。

MSの貸付がどのような効果をもたらしたかについての調査を実施したところ、借り手の40％が借入前より生活がよくなったことが分かった。MSでは、こうした活動成果を示すことによって起業支援活動については寄付や助成を受け、無料での提供を続けたいと考えている。

（しげとう　ゆかり）

（注）EIFには、欧州委員会が24.3%出資している（14年７月12日現在）。

高知県における定置漁業の現状と今後の方向性

高知大学 人文学部 教授　緒方賢一

1　定置漁業の概要

高知県の漁業といえば、郷土料理のたたきの材料であるカツオの一本釣り漁が有名であるが、土佐湾沖を黒潮が流れている関係で、西部の足摺岬や東部の室戸岬周辺でブリ、アジその他雑多な魚種を定置網で漁獲する定置漁業も盛んである。その多くは「村張り」といって、漁業集落民が共同出資した「大敷組合」などと呼ばれる組織によって営まれている。

定置漁業は、大敷網とも呼ばれる大型の定置網を敷設し、海流にのってやってくる魚を網の奥に誘い込んでとる沿岸漁業で、漁業法上の定置漁業権を免許された者だけが行うことができる。

定置漁業権は、網を張る沖合の地元にあたる地区の漁業者等に免許されるが、地元漁民７名以上が組合員、社員又は株主となっている法人(漁業協同組合や株式非公開の株式会社等)等に優先的に免許される。

定置漁業は、魚を漁獲する船が２艘１組であったり、網を張りかえたりするのに人手が多く必要であるため、ほかの漁業権漁業と比べて規模が大きい。多くの人数を必要とし、設備投資にもかなりの資金が必要であるが、漁獲高はその分大きくなる。一般的に網を周年かそれに近い形で長期に渡って敷設し、毎日水揚げ作業を行うので漁獲が安定し、参加する漁師に収入の安定をもたらす。共同で作業をするため初心者でも参加しやすく、Ｕターンや Ｉターンの受け入れ先にもなる。山間部での「限界集落」化現象と同様に、人口流出が止まらず、過疎化、高齢化が進行している沿岸地域にとって、定置漁業は、雇用を生み出し、関連産業を育み、地域経済を支える存在となっている。

2　2013年に発生した定置網流失・破損

2013年10月末に、室戸市の沖合で各地の大敷組合が仕掛けていた定置網４基が流失したり破損したりする被害が発生し、11月にこれが報道され明らかになった(11月16日高知新聞)。被害は突発的に潮流が速くなる急潮によるもので、被害総額は数億円に上る見込みとされた。

定置漁業権は５年ごとに更新が行われ、最近は2013年に一斉更新があったが、高知県では33件が免許され、そのうち26件が大敷組合による「村張り」であった。村張りは明治漁業法の時代から行われており、かつては集落の総力を結集して営む一大事業であった。混住化が進み、かつてほど漁業の位置づけが重くなくなっている地域も多くなっているが、村張りの地元地区では、依然として漁業が集落の基盤であり、大敷組合が集落の漁業を支えているという構造がある。地域の経済発展の要という側面と、地域生活の維持の核という側面を、それぞれの大敷組合が程度の差はあれ両方持っており、定置網の流失・破損被害は、地域経済にとっても大打撃であった。

3　漁業権免許制度とその実態

1949年に、明治漁業法にかわって制定された現行漁業法は、それまでの多くの漁村にあった網元による支配といった半封建的身分秩序を否定し、漁業協同組合を中心に実際に漁業に従事する者のみに漁業権を与え、漁村の

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

民主化と公正な競争による漁業の経済的発展を促した。今日でもこの原則は変わらず、従って定置漁業権も、漁民が中心となった法人に優先的に与えられている。

ところで、高知県内の大敷組合はすべて任意団体である。漁業の経済的発展を促進するために1962年に漁業法が改正された際、当面の間任意団体にも法人と同様に漁業権を与えるという附則があったが、その附則も2001年改正で削除され、今日では任意団体が優先される法的根拠は完全に失われている。にもかかわらず、2013年にも大敷組合への免許は滞りなくなされている。

2013年の漁業権更新前に、筆者は県内のいくつかの大敷組合を訪問し、実態調査を行った。調査対象の大敷組合はいずれも法人格はなく、組合長等の話によれば法人化する予定もないとのことであった。多くは半世紀以上の歴史があり、法人格はなくとも地元にはっきりと団体として認知され、地域の信頼を得て活動しており、法人化の必要はない、という見解が多かった。その一方で、どの地元集落も過疎化、高齢化が顕著であり、出資者やその相続人が他出して出資者としての資格要件を満たさなくなったり、作業に従事する人手が足りずに近隣から応援を頼んだりといった例もあり、共同出資、共同出役の原則が相当変容してきている実態もあった。現行法が求める要件に大敷組合の実情が合わず、法人化しようにもできないのではないか、とみてとることもできた。

4　大敷組合の法人化

大敷組合による定置漁業を、地域経済を支える産業として捉え、その経済的成長を促していくのであれば、法人化を促進して経営の合理化を図ることが今後の課題である。実際、2013年に被害を受けた大敷組合のうちの一つは、2014年10月に３億円近い再建資金を確保し操業を再開したが、再開に合わせて株式会社化している（11月10日高知新聞）。経営上の危機を乗り切るためには信用力の強化や経営の合理化が必要であり、法人化はその端緒である。

一方で、従来の大敷組合経営の村張り定置も継続して行われている。あえて法人化しないのか、法人化したくてもできないのか、それぞれの大敷組合で様々な事情があり、外部からその内実を伺い知ることはできないが、法社会学を研究している筆者としては、免許更新の際の優先順位がなくても依然として地域の信頼を得て存続し続けているという事実を重く受け止め、任意団体のまま存続していること自体を評価したい。

法が求める要件を満たして法人化することで得られる利益や経営の合理化よりも、長年親しんできた伝統的なやり方が生み出す安心感や安定性のほうが大事、という判断があってよいのではないか。発展よりも維持が差し迫った課題と認識される地域では、損益ではなく事業の継続性や存在自体が重要であり、失われては困るものなのである。もちろん、だからといって現状を無条件に追認してよい、ということではない。大敷組合が大敷組合として存続し続けるためには、地域内での信頼ばかりでなく、社会一般の信頼を得ていくことが今後の課題となる。そのために大敷組合は自身が何をすべきか考えるべきであるし、行政ほか、周囲がどういった支援ができるか、検討しておく必要がありそうである。

＜参考文献＞

・緒方賢一（2014）「漁業権の今日的ありかた－高知県を素材として」『農業法研究』49号

（おがた　けんいち）

2020年東京五輪……日本の木で世界を“おもてなし”

東京大学アジア生物資源環境研究センター 准教授　井上雅文

1　2回目の東京五輪

2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定された。2020年は、「森林・林業再生プラン」の目標年であり、「公共建築物等における木材利用促進法」が施行されて10年目を迎えるなど、近未来の木材需要を展望する上で一つの節目となる。

前回の東京大会は1964年に開催された。その当時を振り返ると、東海道新幹線や高速道路が開通するなど、インフラ整備が飛躍的に進み、オリンピックを契機に社会が大きく変化したことを実感できる。一方、1964年には、林業基本法が制定され、木材輸入が全面自由化されるなど、国内林業にとっても転換期であった。ただし、その後の明るい話題は少なく、むしろこの頃から、国内林業は暗黒時代を迎えることになる。

私たち、林業、木材関連業界にとっては、“2020年東京オリンピックを契機に日本の森林、林業、木材産業が大きく躍進した”と未来が評価するために、今、木材需要拡大に向けた具体的な行動が必要である。

2　当時(1964年)と現在(2013年)を比較

日本の人口は約1.3倍に増加したが、当時の増加傾向に対して、2008年12月をピークに、現在は人口減少局面を迎えている。また、近年の高齢化率の増加が著しい。2060年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は40％近い水準になると推計されている。

実質GDPは約５倍となっているものの、当時は２桁台の経済成長率を続けていた。現在は、その後の石油危機、円高、バブル崩壊などの不況を経て、安定成長の局面と言える。

新設住宅着工数は、戦後の復興期と高度成長期の経済発展により増加を続け、1973年に過去最高の191万戸を記録した。その後は増減を繰り返しながら、2009年には近年最低の79万戸にまで減少した。2010年以降は若干増加し、2013年には消費増税前の特需によって98万戸となったが、長期的には今後も減少傾向が予測されている。建築木造率は、マンション等の共同住宅の高層化によって、一貫して低下を続け、1990年頃からは40-50％を推移している。一方、戸建住宅のそれは88％と、現在も高い木造率を維持している。

3　戦後の木材需給と木材利用政策

木材需要についてみると、戦後は増加を続け、1973年に過去最高の１億1,758万㎥を記録した。その後、経済動向の影響によって増減を繰り返し、1987年以降は１億㎥程度で推移した。1996年以降は減少傾向となり、2009年には6,321万㎥まで低下したが、近年はやや持ち直している。

戦後の木材自給率の低下が著しい。1955年頃までは90％以上であったが、その後、国産材供給減少と木材輸入増加によって低下を続け、2002年には過去最低の18.2％を記録した。その後は若干の増加傾向で推移している。

木材自給率の低下は、戦中戦後の乱伐によって荒廃した森林の再生を目指した資源政策と、復興期の都市計画における建築政策によるところが大きい。例えば、1955年に、「木材資源利用合理化方策」が閣議決定され、木材を積極的に使用しない方向性が示された。また、1950年に、「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」が衆議院可決され、都市建築物の構造材料への木材使用禁止が提起された。このため、前回オリンピック施設のほとんどは鉄筋コンクリート造である。

一方、2007年に、IPCC(気候変動に関する政

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

府間パネル）が政策決定者に対する提言書の中で、「林業部門における活動は、低コストで、排出量の削減及び吸収源の増加の両方に大きく貢献することが可能」と報告したことが発端となり、世界的に木材（バイオマス）利用が注目されることとなる。最近の積極的な木材利用促進政策は、地球温暖化対策によって牽引されていると言っても過言ではないだろう。

日本でも、長期に渡って継続されてきた木材利用抑制政策が180度転換され、2009年に公表された「森林林業再生プラン」を契機に、様々な木材利用促進政策が展開されている。

4　2020年の木材需要拡大戦略

2020年東京オリンピック・パラリンピックは、日本の木材や木造建築に関する意識、知識、技術の高さを内外に示す有効な機会であり、日本発のイノベーションを誇示する場として活用するべきである。そのためにも、施設建設、備品調達において、木造建築、内外装の木質化、木材製品、木質バイオマスエネルギーなど、積極的に木材が使用されるべきである。今こそ、すべての林業、木材産業関係者が一丸となり、根拠を示して、これを訴えなければならない。その根拠として、木材の優れたフロンティア性、アメニティー性はもとより、政策、環境、マーケティングの観点が重要な根拠となり得る。

(1)　根拠１：政策の観点から

2010年に「公共建築物等における木材利用促進法」が制定されたところであり、多量の公的資金が投じられるオリンピック施設建設および備品調達にあっては、予断を排して木材の利用が促進されるべきである。

また、東京2020オリンピック招致委員会は、立候補ファイルにおいて、「日本の伝統的な建築材料である木材を多用し……」(p.43)、「仮設建築物には木材を積極的に使用する」(p.147)、「日本の伝統的な建築様式を取り入れ、木材を使用する」(p.149)と、３箇所に『木材利用』を記述している。日本は、木材利用を公約して東京大会を招致したのであるから、積極的に木材が使用されるべきである。

(2)　根拠２：環境貢献の観点から

立候補ファイルには、環境ガイドラインの基本的な考え方として、環境負荷の最小化、自然と共生する都市環境計画、持続可能な社会づくりの３項目が掲げられている。木材利用がこれらのすべてに貢献することは世界の共通認識である。特に地球環境貢献として、以下の観点から、木材利用が優先されるべきである。

①省エネルギー効果：木材は、他材料と比較して、部材加工、建設に伴うCO_2排出量が少ない。また、木質バイオマスの化石燃料代替によって、CO_2排出削減に貢献できる。②炭素貯蔵効果：木材製品は、使用中、固体炭素を貯蔵することによって、CO_2削減に貢献できる。③森林整備効果：積極的な木材の循環利用によってこそ、森林が整備され、CO_2吸収量増加に貢献できる。

(3)　根拠３：マーケティングの観点から

人口、世帯数の減少、空き家率増加、耐久性向上などから、新設住宅着工数の減少が推計されており、今後の木材需要量の低下は必至である。林業、木材産業、住宅産業が現在の規模を維持、拡大するには、海外にマーケットを求める外はなく、木材、木材製品の輸出が重要となる。そのためには、国際競争力を意識した木材製品の加工、流通、利用技術の開発と海外に向けた積極的なマーケティングが必要となる。

東京五輪は貴重な見本市と位置づけられ、崇高な意識、知識と巧みな技術によって築き上げられた日本の“木の文化”をアピールするとともに、我が国の固有種であるスギやヒノキ材等の素晴らしさ、高度な木造軸組構法の技術を世界へ売り込む絶好の機会である。

海外からの客人を“おもてなし”する時、和室で和食を振る舞う光景を思い浮かべる。和室を演出するのは外ならぬ日本固有の木材である。“おもてなし”の言葉に、常に『木材』が寄り添うイメージを作ろうではないか。

（いのうえ　まさふみ）

漁業の魅力を発信
――長井町漁協の朝市部会――

主任研究員　田口さつき

1　漁協による定期市の開催状況

当社が実施した「2014年度漁協アンケート」によると、回答漁協の18.5％が管内で定期市を企画・開催していた。(注1)

定期市は、漁業者や漁協にとって単に水産物を販売するだけでなく、消費者と直接対話し、漁業の現状や魅力を伝え、消費者からのニーズをくみ取る場となっている。ただし、定期市を続けていくには、運営方法の工夫などが必要となる。以下では、神奈川県横須賀市の長井町漁協の朝市について紹介したい。

2　朝市部会での話合い

長井町漁協（以下「組合」）は09年から毎月第２土曜日の午前９時から魚市場で朝市を開催している。

この朝市を企画・運営するのが、朝市部会である。朝市はもともと青年部が中心となって行っていたことから、朝市部会の部員は若い漁業者である。なお、組合では、組合員ではない協力者に朝市の応援をお願いし、広報（１人）と駐車場の案内・整理（２人）を担っていただいている。これらの協力者は、漁業者の友人で、朝市への興味から当初は無償で手伝いをしていたが、現在では組合がパートタイマーとして雇用する形態をとっている。

朝市部会で来客数を検討

朝市部会部員と朝市の広報担当者は、毎月第１金曜日の午後５時から組合に集まり、「朝市会議」を行っている。部員は忙しい仕事の合間を縫って会議に駆けつける。

朝市の広報担当者が、議題を黒板に書いて提示する。また、直近２か月の朝市の来客数の推移を過去と比べて示し、次回予想される来訪者数を伝える。漁業者は、それぞれ漁獲が期待される鮮魚の情報を伝える。このなかから朝市のアピールする点を出し、ウェブサイト(注2)に広報担当者が掲載する。会議では、来訪者の動線や今後の運営のあり方なども協議される。

朝市の活動実績の振り返りを通じて、「大抽選会」といった新たな試みが生まれた。これは、朝市に参加する漁業者が自慢の一品を抽選で来訪者にプレゼントするものである。（入場）整理券は抽選券も兼ね、当日の午前６時半から先着順に配られる。

3　朝市当日の熱気

筆者が訪れた15年６月の朝市は、300人を超える来訪者が詰めかけた。その多くは家族連れであり、若い人も多かった。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

場内では漁業者がそれぞれの販売コーナーに水産物を並べた。地魚、イカ、マグロと目玉となる商品が重ならないよう配慮され、加工品も充実していた。また、女性部は手作りのタコ飯、イワシのから揚げを、近隣の飲食店は海鮮丼やパン・ケーキを販売していた。

来訪者は整理券を入手すると、買い求めた軽食(注3)を場外で食べながら、朝市が開始されるのを待った。午前８時55分になると、来訪者は市場入口にて整理券の順に整列するよう、朝市部会の担当者から声がかかった。その際、慌てず、順序を守って場内に入るよう注意を受けた。９時に入場が始まると、来訪者は思い思いのコーナーへと進んだ。漁業者やその家族が販売を担当し、商品の説明も行った。「鰯の丸干し　弱火であぶるとおいしい」など、商品のポップも説明がしっかり書かれていた。また､「イカの王様　アオリイカ」など、威勢のいい掛け声が響いた。気に入った商品を購入すると、購入者は自ら箱詰め、氷詰めを行った。発砲スチロールの容器を持参する来訪者も多く見られた。

９時半になると、再び静けさが戻り、人々は市場中央に集まった。そこには、抽選会のプレゼントが書かれた看板が運びこまれていた。恒例の抽選会だ。多くの歓声が飛び交った後、抽選会が終わると、次は出展漁業者の高級水産物を１セットにしたものをめぐり、来訪者が買い手となってセリが始まった。漁業者がセリ人となってその場を盛り上げた。

抽選会を見守る人々

購入時の漁業者とのかけあい、抽選会、セリが一体となって朝市の楽しさを引き立たせていた。朝市部会のアンケート調査によると、来訪者は、埼玉県、東京都、千葉県など管外の住民が多く、リピーターも増えているそうだ。

4　朝市からの波及

このような朝市の活気が、地域での組合のプレゼンス向上にも寄与している。

14年には、JAよこすか葉山の直売所「すかなごっそ」内に「さかな館」として組合直営の販売店がオープンした。農産物だけでなく、水産物も地元のものが購入できるとして、好評であり、さかな館では女性部のタコ飯も販売されている。

また、地産地消に熱心な横須賀市は、14年９月から「よこすか海の幸フェア」を開始した。開催期間中(約３週間)に市内産の魚介類３～４種を取り上げ､「フェア参加店」となる市内の飲食店で提供を行うとともに、販売店においてもPR販売を行う企画を推進している。朝市会場では、フェアのガイドブックが配られるなど、コラボレーションが進んでおり、漁業者の熱意が朝市の活気を生み出し、それがさらに地域社会へ波及している。

（たぐち　さつき）

(注１)「2014年度漁協アンケート」は全国漁業協同組合連合会の会員漁協を対象にし、616組合から回答を得た。「定期市は朝市、日曜市など定期的に年２回以上開催するもの」と定義した。
(注２)2009年開設。http://sea.ap.teacup.com/nagai/3.html
(注３)これらは朝市前でも購入できる。

農林金融2015年６月号

宮城県内の水産加工業の復旧状況と協同組合の貢献

（亀岡鉱平）

被災地域の水産業の復旧のためには、漁業生産だけではなく、水産加工業の復旧が不可欠である。しかし、現状、水産加工業の復旧は遅れている。また、被災県の一つである宮城県の水産加工業を取り上げると、復旧状況には地域差がある。

水産加工業の復旧においては、協同組合組織が重要な役割を果たしている。設備の復旧にあたっては、石巻市の場合、水加協が果たした役割が大きかった。販路の回復に関しても、加工業者が結成した協同組合が効果的な取組みを行っている例が気仙沼市において見られる。

販路の回復に向けては、ビジネスマッチング等を積み重ねていく必要があり、行政、商社、金融機関と連携して協同組合が果たす役割は大きい。

高齢漁業者の操業実態と政策課題

（帝京大学 経済学部 地域経済学科 教授 加瀬和俊）

2013年漁業センサスによれば、男子自営漁業就業者約９万人のうち65歳以上の者が48%、75歳以上だけで20%を占めている。引退年齢は70歳後半に集中し、100万円以上の水揚高を上げる経営体の割合は、75歳以上でも約半数となっている。漁業所得は国民年金と相まって、高齢者の生活を支えており、生活保護への依存を回避する役割を果たしている。このため、彼らを沿岸漁業の周辺的存在としてではなく、その基幹的部分として重視しなければならない。

本稿では、こうした高齢沿岸漁業者の就業実態・志向について、現地調査によりその実態を把握したうえで、今後の沿岸漁業の中で量的には最大部分を占めざるを得ない高齢漁業者の操業と生活の安定に向けて、いくつかの留意点を指摘する。

農林金融2015年７月号

農業の産業化と地域活性化にむけた農協の取組み

（岡山信夫）

第２次安倍内閣発足直後の2013年１月、成長戦略立案のために産業競争力会議が設置され、成長戦略を立案する過程で今に至る農業改革論議がスタートした。そこでは、家族経営よりも企業による農業経営を優れたものとしてとらえ、協同組合よりも株式会社の方が効率的かつ競争力を有する経済主体であるとみる。

わが国のみならず世界の農業生産の大半が家族経営によって担われ、多くの協同組合が強い競争力を持つ経済主体として活躍していることが無視された議論といわざるを得ない。

本稿においては、農業の産業化に貢献してきた北海道JA士幌町、地域活性化に貢献する長野県JA信州うえだの取組事例を紹介し、今後の地域経済に果たすべき農協の役割について論ずる。

農地中間管理機構初年度における農地集積の動向

（小針美和）

農地中間管理機構の初年度実績が公表された。担い手への利用集積面積は増加したが、機構を通じた貸借の割合は１割強にとどまった。農林水産省は、実績が低調なのは機構の体制が不十分なためとして、機構の体制強化を求めるとともに、機構の利用実績により各県のランク付けを行い、その結果を予算配分に反映することを示唆している。

しかし、農地の出し手の多くは受け手を指定できない機構の仕組みではなく、当事者間の合意による貸借を選択したと推測される。また、制度設計において十分な検討を踏まえずに施策が運用されているため、現場で機構を活用しにくい面もある。

機構は農地集積の一つの手段である。機構実績のみでない農地関連データの総合的な分析や、現場調査にもとづく今後の方策の検討が必要である。

農林金融2015年６月号

国産丸太輸出の伸長要因と競争力

（安藤範親）

わが国の針葉樹丸太の輸出は13年、14年に２年続けて前年比倍増した。特に世界の輸入量の40%を占める中国向けの輸出が拡大している。

その拡大要因は、第１に中国の需要増と価格の上昇、第２にロシアの輸出抑制、第３に国内価格の低下と13年以降の円安で日本産丸太の価格競争力が増したためであった。

このように、現在のわが国の丸太輸出は、丸太輸入国の経済動向や輸出競合国の丸太価格、為替動向などの市況に恵まれて実現している。

今後、わが国は住宅着工減に伴う丸太需要の減少が見込まれるために、生産余力が生じ、輸出の拡大が期待される。しかし、さらなる輸出の拡大に向けては今後の市況の変化に注意する必要があろう。

農林金融2015年７月号

農業委員会制度の見直しについて

（行友　弥）

地域の農業者から選挙で選ばれた委員が農地の権利移動を許可する農業委員会の仕組みは農業者の「自治」を体現し、戦後農地改革の成果を守る「農地の番人」の役割を果たしてきた。

農業情勢の変化を背景にその機能は変化し、今では農地の利用集積や遊休化抑止などにも貢献している。今回の農業委員会法改正では、公選制や建議の廃止など制度の根幹が見直され、自治体や農地中間管理機構を補完する組織に変質する懸念もある。

農協や農業生産法人制度の改革とともに「地域の農業者こそ主人公」という戦後農政の基本的枠組みを崩すものであり、現場の農業者や農業団体の努力で制度の形骸化を防ぐ必要がある。

金融市場

2015年６月号

潮流　経済成長と財政健全化の道筋

情勢判断

先行き改善が期待される家計の所得環境

情勢判断（海外経済金融）

1　雇用堅調だが、インフレ圧力は顕在化せず
2　ともに追い詰められたギリシャと支援国
3　投資鈍化等で景気減速が続く中国
4　資源価格持ち直しも一進一退の新興・資源国市場

経済見通し

2015～16年度改訂経済見通し

分析レポート

原油生産動向と米国経済への影響

2015年７月号

潮流　黒田日銀の「市場との対話」

情勢判断

1　景気実勢は鈍いが、経済の好循環実現への期待根強い
2　2015～16年度改訂経済見通し（２次QE後の改訂）

情勢判断（海外経済金融）

1　雇用や消費は改善したが、利上げ判断は依然慎重
2　限られるユーロ圏に吹く追い風の景気刺激効果
3　依然弱いものの、下げ止まりの動きが見られる中国経済
4　米利上げを織り込む動きが進行する新興・資源国市場

分析レポート

1　地域金融機関に広がる職域サポート制度
2　「地方創生」の検討課題

海外の話題

北京の中関村創業街

食農教育における農村ホームステイの可能性について

北海道農協青年部協議会 会長
全国農協青年組織協議会 理事　齊藤和弘

北海道農協青年部協議会(JA道青協)では、これまで多くの関係機関と連携しながら「食」や「農業」の大切さを伝えるため、全道各地の盟友(青年部員)と共に子供農業体験や学校へ出向く出前授業の開催など、様々な食農教育活動に取り組んできました。そして、食農教育活動の更なる発展や食と農業をより深く理解してもらうことを目指し、平成25年度より、地域の学校教員を対象とした一泊二日の農村ホームステイ事業である「食の大切さを伝えるプロジェクト」を実施してきました。

この事業を始めた契機には、平成17年に成立した「食育基本法」や「栄養教諭制度」で学校における食育の指導体制の拡充が図られてきた一方、多くの学校から「給食の残りが多い」や「好き嫌いが多く困っている」などの声が聞かれるなど、必ずしも順調に食育推進の成果があがっていないことが背景としてありました。このような現状から、JA青年部では、今まで行ってきた食農教育とそれを通じた生産者の思いが本当に子供たちや消費者の方に伝わっているのか？などの疑問が生じました。そこで、子供たちに教える先生と連携し食育を進めていけば、これまで以上の成果があげられるのではないかと判断し、この事業を進めていくこととしました。しかし、農業体験をもつ先生が少なく、学校では教科書を使った食育が中心となっており、生産者の思いがなかなか子供たちに伝わらないといった現実がありました。そこで、まず先生に農業を体験していただき、さらに農家宅にも泊まっていただくことで、生産者の思いを伝えていく農村ホームステイを始めたのです。

平成25年度は、JA道青協役員を中心に４件、26年度は、更に取り組みを広めようと全道12地区で開催しました。27年度は、全道60事例を目標に掲げ取り組んでいるところです。まだまだ多くの課題はありますが、取り組みは徐々に盟友や各方面に広がりを見せており、農村ホームステイに参加された先生からも「農家の思いや願いを伝え食に対する関心と感謝の心を育てていきたい」「一口分の野菜にかかる時間と労力、食べ物との向き合い方を考えさせたい」などの声をいただき、一泊二日という短い時間にもかかわらず、私たちの思いが想像以上に伝わっていることを実感しました。加えて、この先生を対象とした農村ホームステイには、食の大切さを伝えるだけでなく地域のことを話し合ったり、学校や子供たちのことを話し合ったりと、少し前には当たり前だった学校と地域のコミュニケーションの深化という効果もあるような気がします。

自然と対峙しながら暮らす農村の生活は、半世紀前には当たり前のように身近だったはずですが、現代社会においては、「生きること」や「命の尊さ」を感じられる特別な場となってしまったのかもしれません。私たちは、命の糧である食を国民全体で支えていく様な社会の形成に向け、大きな可能性を秘めている農村ホームステイをさらに広げていきたいと思います。

（さいとう　かずひろ）

＊北海道農協青年部協議会
ホームページ　http://jayouth-hokkaido.jp/
フェイスブック　https://www.facebook.com/ja.doseikyou

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農中総研のホームページ http://www.nochuri.co.jp

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒101-0047　東京都千代田区内神田１－１－12　農林中金総合研究所
FAX　０３－３２３３－７７９１
Eメール　itazaki @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2015年7月号（第49号）

編集・発行　**農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7748　Fax.03-3233-7791
URL：http://www.nochuri.co.jp
E-mail：itazaki@nochuri.co.jp